

平成 26 年 7 月 31 日市長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、事業所に生ごみ処理機を設置する者に対し、予算の範囲内で購入費等の一部を補助し、事業所における生ごみの自己処理を促すことにより、廃棄物の減量・資源化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 2 項に定める一般廃棄物のうち、食品が食用に供された後に、又は供されずに廃棄されたものをいう。
- (2) 生ごみ処理機（以下「機器」という。） 生ごみを乾燥、発酵等の方法により分解し、減量、消滅又はたい肥化することが可能な機器であって、処理能力が 1 日に 2 キログラム以上のものをいう。

(補助対象)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げるすべての要件に該当する者とする。

- (1) 市内に事業所を有する者
 - (2) 事業を営む個人にあつては、市内に住所を有し現に居住している者
 - (3) 鎌倉市廃棄物減量化、資源化及び処理に関する条例第 16 条に定める多量排出事業者にあつては、同条例第 16 条の 2 に定める減量化及び資源化計画書を提出している者
 - (4) 市税等の滞納がない者
 - (5) 本市のごみ減量・資源化施策に協力している者
- 2 前項の規定にかかわらず、購入した機器が中古品又は転売品である場合は、交付の対象としない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(補助金の額等)

第 4 条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 機器を購入するとき 機器の本体費用に設置費用を加えた額に 3 分の 1 を乗じて得た額とし、100 万円を限度とする。
 - (2) 機器を賃借により利用するとき（設置工事を伴う機器を賃借したときに限る） 機器を設置した日から 5 年間に限り、当該期間中の各年度に要する機器の賃借費用（設置費用及び保守管理費用を含む。）に 3 分の 1 を乗じて得た額を補助するものとし、各年度の補助金の合計が 100 万円に達するまでを限度とする。
- 2 補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付は、設置工事を伴うものについては 1 事業所につき 1 台限り、設置工事を伴わないものについては 1 事業所につき 2 台限りとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、機器を購入又は賃借する前に鎌倉市事業系生ごみ処理機購入費等補助金交付申請書（設置工事を伴うもの）（第1号様式の1。以下「第1号様式の1申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、設置工事を伴わない機器を購入する場合は、機器購入後6箇月以内に鎌倉市事業系生ごみ処理機購入費等補助金交付申請書（設置工事を伴わないもの）（第1号様式の2。以下「第1号様式の2申請書」という。）を提出するものとする。この場合においては、第1号、第2号及び第4号の書類の添付は要しない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 設置場所の案内図及び配置図
- (3) 見積書の写し（設置工事を伴わない機器を購入する場合は領収書の写し）
- (4) 仕様書又はパンフレット
- (5) 登記簿謄本（法人）又は住民票（個人）
- (6) 直前1年の鎌倉市が課する市税に係る納税証明書
 - ア 法人 法人市民税、固定資産税、軽自動車税
 - イ 個人 市民税、固定資産税、軽自動車税
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）のうち機器を賃借した者が、機器を設置した日の属する年度の翌年度以降の補助金の交付を受けようとするときは、各年度の4月20日までに第1号様式の1申請書を提出するものとし、前項各号の書類の添付は要しない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による第1号様式の1申請書を受理したときは、鎌倉市事業系生ごみ処理機購入費等補助金交付決定通知書（設置工事を伴うもの）（第3号様式の1）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による第1号様式の2申請書を受理したときは、鎌倉市事業系生ごみ処理機購入費等補助金交付決定通知書（設置工事を伴わないもの）（第3号様式の2）により当該申請した者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

(変更の申請)

第7条 申請者は、第1号様式の1申請書の内容を変更しようとするときは、必要な書類を添えてあらかじめ鎌倉市事業系生ごみ処理機事業変更申請書（第4号様式）を提出し、市長の承認を得るものとする。ただし、軽微な変更にあつてはこの限りでない。

(補助金の請求)

第8条 第1号様式の1申請書で申請した補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、鎌倉市事業系生ごみ処理機購入費等補助金請求書（第5号様式。以下「請求書」という。）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 機器の設置前と設置後の写真

(3) その他市長が必要と認めた書類

- 2 機器を購入した第1号様式の1申請書で申請した補助事業者が、補助金の交付を受けるときは、機器の設置後20日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに請求書を提出するものとする。
- 3 機器を賃借した第1号様式の1申請書で申請した補助事業者が、補助金の交付を受けるときは、申請年度終了後20日以内に請求書を提出するものとする。また、初年度は契約書の写しを併せて提出するとともに、2年目以降は、写真の添付は要しない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の請求書の内容を審査し、適当と認めたときは、鎌倉市事業系生ごみ処理機購入費等補助金額確定通知書（第6号様式）により第1号様式の1申請書で申請した補助事業者へ通知し、速やかに補助金を交付するものとする。

(管理義務)

第10条 補助事業者は、機器を常に良好な状態で維持管理するとともに、機器を設置した日から5年（以下「補助対象期間」という。）以上継続して使用しなければならない。ただし、機器の故障（正常な使用の範囲内において故障した場合に限る。）により、やむを得ず休止又は廃止する場合にあってはこの限りでない。

- 2 前項の規定により、中止又は廃止する場合には、速やかに鎌倉市事業系生ごみ処理機事業休止・廃止申請書（第7号様式）を提出し、市長の承認を得るものとする。
- 3 機器による生成物を資源化目的に利活用し、又は適切に処理すること。
- 4 機器に係る関係書類を整理し、補助対象期間内保管すること。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象期間内の各年度終了後の20日以内に鎌倉市事業系生ごみ処理機利用実績報告書（第8号様式）に必要書類を添付し、市長へ提出するものとする。

(目的外の利用、譲渡等の禁止)

第12条 補助事業者は、機器を補助金の交付の目的に反して使用し、休止し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全額を市に返還したとき又は補助対象期間を経過したときは、その限りではない。

(補助金交付の取消し等)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

(立ち入り検査)

第14条 市長は、補助金の交付事務の適正に関し必要な限度において、補助事業者に対し、職員を機器の設置場所に立ち入らせ、補助事業者の立会いのもとに、当該職員に生ごみ処理機の運転状況を検査させることを求めることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により市長からの求めがあったときは、特段の理由がない限り、これに協力しなければならない。

(暴力団の排除)

第 15 条 鎌倉市暴力団排除条例（平成 23 年 10 月鎌倉市条例第 11 号）（以下「条例」という。）の規定に基づき、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の対象としない。

(1) 条例第 2 条第 4 号に定める暴力団員等

(2) 暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

2 市長は、必要に応じ申請者又は購入費等補助を受けた者が、前項のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、本人の同意を得るものとする。

(市に対する協力)

第 16 条 補助事業者は、市が行うごみの減量化・資源化施策に協力するものとする。

(準用)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱（昭和 41 年 2 月告示第 23 号）を準用する。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁日から施行する。（平成 28 年 12 月 22 日市長決裁）

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。